

平成 28 年度湘南港ディンギーヨット保管施設利用者募集要項

目 次

- 1 申込みの受付
- 2 募集申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 3 募集の申込みに必要な書類
- 4 利用通知書の送付
- 5 利用承認申請等手続き
- 6 利用承認申請に必要な書類
- ※ 別添 募集申込書

応募に当たっては、あらかじめ別添の「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者（個人・法人・学校）募集申込書」に必要事項を記載の上、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部(湘南港江の島ヨットハウス)窓口へ持参又は郵送していただき、書面審査終了後適格と認められた場合は改めて利用通知書を郵送いたしますので、その後に艇を搬入していただくこととなります。応募条件等についてはこの募集要項を最後までお読みいただき、ご不明な点は窓口にご照会ください。また、この要領は一般(通年)利用について説明しております、短期のご利用については、お手数ですが直接窓口にご照会ください。

1 申込みの受付

(1) 受付期間 平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日

(2) 受付方法 持参又は郵送

ただし、持参の場合、窓口の受付時間と休港日は次のとおりとなっていますので、ご注意ください。

| | | |
|------|---|-----------------|
| 受付時間 | 4月29日から5月5日までの期間 5月6日から6月30日までの期間の 土曜日及び日曜日 | 午前8時から午後6時まで |
| | 7月1日から8月31日までの期間 | |
| | その他の期間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 休港日 | 火曜日(6月1日から8月31日までの間を除く。ただし国民の祝日等が火曜日にあたる時は水曜日とし、5月の3日にあつては5月11日とする) | |
| | 年末年始(12月29日から1月3日まで) | |

(3) 申込み先

(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部 (湘南港江の島ヨットハウス内)

〒251-0036 藤沢市江の島1-12-2 Tel 0466-22-2128

別添の「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者(個人・法人・学校・その他)募集申込書」に必要事項を記載の上、ヨットハウス窓口へ持参又は郵送してください。

- ・持参又は郵送された応募書類は、原則としてお返しできません。
- ・応募書類に不備がある場合(軽易なものを除く。)又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

2 募集申込みについての注意事項及び主な利用条件

(1) 募集の内容

| 区 分 | 艇の長さ | 艇の幅 |
|---------------|----------|----------|
| ディンギーヨット (陸置) | 5.1 m 以下 | 1.8 m 以下 |

(注)・利用にあたっては、自力でスロープを使用して艇の揚げ降ろしすることを原則とします。

- ・艇の長さ及び艇の幅は、付属品を含んで実測した艇の全長、全幅をいいます。
- ・大型のディンギーで船外機を補助的に使用するものは、保管時に取り付けたままでは5.1mを超える場合がありますので、取外して別途保管することを条件として募集いたします。
- ・規格を超えた大きさの艇(船台も含む)は応募できません。

(2) 応募艇数等

- ① 個人については、本人名義で艇を所有しているか、又は所有する予定がある方1人につき1艇の応募ができます。ただし、次の場合は、応募することはできません。
 - ・既に湘南港で名義人としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合
 - ・既に湘南港で共同利用者としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合 (ただし、応募に際して共同利用を廃止する場合は除きます。)
 - ② 法人のヨット部については、10艇(救助艇を含む。)から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。
 - ③ 学校長が認めた課外活動として活動する学校のヨット部については、15艇(救助艇を含む)から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。ただし、学校長が承認した団体である旨認めた書類を提出していただきます。
 - ④ 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体の本来の活動のために使用する艇を置く場合は窓口でご相談ください。
- (3) 応募書類を受け付けた後は、原則としてその内容を変更できません。
- (4) 次のような場合は、申込みを無効とします。
- ① 応募書類に不備(軽易なものを除く)又は虚偽の記載があることが判明した場合。
 - ② 実際の艇の「長さ・幅」が募集した規格を超えている場合。
 - ③ 艇搬入期間内(2か月以内)に艇を搬入して利用承認申請手続きを行わない場合。
- (5) 利用施設の位置は、株湘南なぎさパークで決定します。ただし、施設の管理上必要がある場合は、利用承認した施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。
- (6) 施設の利用承認期間は1月以上1年間ですが、特別な支障がないと認められれば、継続して利用ができます。ただし、病気その他の理由がなく利用承認を受けた1年間に1度も出港しなかった場合は、継続利用できません。
- (7) 営利を目的とした施設の利用はできません。
- (8) 年間の利用料(平成26年4月1日現在の消費税を含む金額)は、次のとおりです。ただし、利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改訂されて現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

ディンギーヨット陸置料(個人・法人のヨット部等一般利用の場合)

| 艇の長さ | 県内在住者 | 県外在住者 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 4m以下のもの | 147,920 円 | 177,550 円 |
| 4mを超え 4.5m以下のもの | 175,170 円 | 210,140 円 |
| 4.5mを超え 5m以下のもの | 216,250 円 | 259,560 円 |
| 5mを超え 5.5m以下のもの | 256,730 円 | 308,080 円 |

(注) 法人のヨット部における「県内」「県外」の別は、法人の所在地により区分します。

(注) 上記の料金は平成26年5月1日から適用します。

- (9) 学校教育法第1条に規定する学校のヨット部等(当該学校の長が認めた課外活動として活動するものに限る。)が本来の活動のために使用する艇や、青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体の本来の活動のために使用する艇等については利用料が1/2に減額ができます。

また、学校のヨット部等における「県内」、「県外」の別は、学校等の所在地又は学校長が認めたヨット部の本拠地等により区分します。

利用料の減額についての詳細は、窓口にご照会ください。

3 募集の申込みに必要な書類

(1) 申込書

この募集要項に添付されている「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者(個人・法人・学校・その他)募集申込書」に必要な事項を記載してください。

(2) 添付書類

① 個人の場合

- ・応募者本人及び共同利用者全員について、申込み前3か月以内に交付を受けた住民票又は外国人登録済証明書の写し(いずれも応募者本人及び共同利用者全員の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。)
- ・18歳未満については、保護者の同意書

② 法人の場合

- ・申込み前3か月以内に交付を受けた商業登記簿謄本

③ 学校のヨット部の場合

次の事項について、学校長の氏名及び学校長印を記名・押印した、学校長が証明する書類(様式は問いません。)

- ・正規の課外活動として認められているヨット部であること
- ・学校の所在地
- ・ヨット部の本拠地(学校の所在地と同じ場合は、記載はいりません。)

※既に当該年度の証明書が提出され、湘南港で減免を受けている学校が艇を追加する場合は不要です。

- ④ 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団

体の場合で利用料の減免を希望する場合

- ・団体の設立経過・活動状況・活動計画等を記載した書面
- ・海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために青少年を募集していることを証する書面
- ・減免申請書

※既に当該年度の証明書が提出され、湘南港で減免を受けている団体が艇を追加する場合は不要です。

(3) 返信用封筒 1通

- ・利用通知書を送付する際使用します。(応募者の氏名、住所、郵便番号を記載し、82円切手を貼ってください。)

4 利用通知書の送付

応募書類を受け付けた後、応募条件が適合した場合は2週間以内に「利用通知書」で受付番号、利用施設、艇を搬入する期間をお知らせするとともに、利用承認申請手続きに必要な書類を送付します。また、不適合の場合はその旨通知します。

なお、申込みが募集する艇数を上回った場合は、受付番号をお知らせし、先に申込みをした方が辞退した場合や利用を廃止した施設が生じた場合には、順次利用通知をします。

利用通知書を送付した後であっても、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

5 利用承認申請等手続き

(1) 艇の搬入及び艇の長さ・艇の幅の実測

艇の搬入は、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部と日程を調整のうえ、利用通知後2か月以内に行ってください。なお、土曜日、日曜日、祭日は混雑しますので、搬入日は、できるだけ休港日(火曜日)を除く平日にお願いします。

艇を湘南港に搬入した際に、附属品を含む艇の「長さ・幅」を実測し、募集した規格内であるかどうかを確認します。実測後規格を超えていた場合は受け入れできません。

なお、「船台」は、利用者の負担で用意していただきますが、船台の長さ及び幅はそれぞれ募集するヨットの規格を超えたものは使用できません。

(2) 利用承認申請手続き

艇の「長さ・幅」の確認を受けた後、窓口にご利用承認申請書類(次項6 利用承認申請に必要な書類)を提出し、神奈川県収入証紙で利用料を納付していただきますが、一旦納付(貼付)していただいた料金はお返しできませんのでご注意ください。

なお、神奈川県収入証紙は窓口でも販売しています。

6 利用承認申請に必要な書類

(1) 利用承認申請書(利用通知書を郵送の際、同封してお送りします。)

(2) 添付書類

- ・誓約書(利用通知書を郵送の際、同封してお送りします。)
- ・艇の横全景写真(セール番号が分かるように写っているもの)
(裏面に申請者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)
- ・艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの)

共同利用者名簿（申込者を除き4名まで）

| | | |
|------------|-------------------|---|
| ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日 | ※ |
| 住 所 | 〒 (電 話) () | ※ |
| ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日 | ※ |
| 住 所 | 〒 (電 話) () | ※ |
| ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日 | ※ |
| 住 所 | 〒 (電 話) () | ※ |
| ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日 | ※ |
| 住 所 | 〒 (電 話) () | ※ |